

其川神宮別當今井家系略記

此の家系略記は二十一代今井兼光の書き
残した文書同を原文の通りに転記

祖先

今井兼光人豐成

治承四年源義仲依田表出陣に従属したが
有故に諫方彰右に潜居しと堅石と称す

二代

後今井に復す今井兼平の三男中三権頭の孫
今井兼信幼名共右兼光人豐成の長子

十四代

以下十四代までの世代の儀古書曰焼失により不詳
今井伊勢守兼近豐成の衣筒孫武田信玄に
従属す

十五代

今井伊勢守兼木村

弟長次郎兼春元和元年大坂城にて討死

十六代

今井小四郎集信

十七代

今井伊賀守義訓 養子継承系

十八代

今井豊秋

苗字を八木沢と称す暫くして旧姓に復す

吉田家許状残存す字の通り

十九代

今井駿河巫女

但女戸主・巫女の許状在存印字の通り

二十代

今井彦右衛門兼則

吉田家許状在存字の通り

二十一代

今井隼人兼文

但此世代の文化八重葦神社殿并自宅二坊焼失

二十二代

今井隼之次包春

吉田家許状在神祇管領より本郷手紙の許を以て

二十五代 今井隼人中原兼興

文化年中焼失の慈母堂の本殿及び附属の
建造物の再建を計り石工竹内八十吉宣吉の
設計施工により造営工に着工す安政二年
二月なり

二十四代 今井彦右衛門

社殿再建に努めたが若年死去

二十五代 今井隼之介

再建費莫大金のため旧縁故者の多く、群馬県
吉井町より胡堂岡下に田各地に出張募金に
努む

二十六代 今井孝七

再建費莫大金のため群馬県藤岡に滞在し中

昭和二十一年二月同地に於て客死す

二十七代 今井増太郎

昭和十七年二月死去。二十四才。女二人。みづいし

二十八代 今井石太郎

別家今井方兵衛の子。増太郎死去により本家に

入り家職を継ぎ、本社再建に尽す。子やう

二十六代より次子事は、雇神職宮下祇実行ふ

二十九代 今井源吉正美と称す。妻みづは増太郎の女

昭和三十一年今井家養子次職を継ぎ神職として

荒神宮の諸祭事と復興して神徳の普及

信從講中の結果に努めて年毎に信仰者の増加の

多きを計つて本宮の興隆に尽した功績多しと

云ふ

小泉郡史に記載された今井家のこと

一、長享三年諏方神社花会御願定に上庄の

御禮符五貫六百六十にて候も是へ三貫三百動足
持来候使弥三郎代官今井重春同小安山云々

(小泉郡史 武家の代五章)

一、寛永年間郡絵図に小牧村西方に今井伊賀守
居る云々

(小泉郡史 氏族の蕃田行三章)

一、宝永三年請取方上田御祈替覚書目帳を冊

内山宗中御屋敷

客介今井伊賀守神社と記有

(上田藩記才八号)

○武田信玄の孫・木曾義訓、今井兼光、美良子のこと
文化八年二月、荒神が大火の時の当主、今井兼光の
文書に曰く、武田信玄の三女、木曾義昌に嫁ぎ、長子は
大阪城にて討死、義昌と称す。二男、義通は依久に
住す。三男、義訓は巴系を継ぎ、今井別当、永十七代
美良子、永承を継ぐ。

(別紙文化八年六月、今井集人文書目)

附記 此の家系略記は文化の大火災に荒神が別当宅

その他一切の建物と財物を焼失のため調査のため

見るべき材料、何物もなく、は大火災時の当主の

書に残し文書と、以後の文書と、郡史によつて不備な

ら概要を家系略記とする。

武雄

昭和六年三月 五十七代、今井記す

燒矢寶

本宮家舊臣連名

卷物三卷

代々奉圖

五

三

軍學書

二冊

信長より義興、出軍の頼書一通

信玄の鎧 係直筆書面

合五通

義仲鎧大刀鎧刀守从家書送り荒姉様へ頼書の

卷七号

義興鎧大刀何執刀の鎧大刀何様書込代々
此好三百餘名皆焼矢

義仲雅勤子代に云ふ

所長とて石馬寺義守等とて代々本寺の長位に於て義昌
迄の間本寺の土田に在る義昌等とて本寺の長位に於て義昌
兄の義昌等とて本寺の長位に於て義昌等とて本寺の長位に
昌の義昌等とて本寺の長位に於て義昌等とて本寺の長位に
訓と免りて之代に於て義昌等とて本寺の長位に於て義昌

今井兼國等の本寺の長位に於て義昌等とて本寺の長位に
佐々部王結女村村小林家と有

文化八年二月廿四

今井集人筆